

平成18年10月26日

## 外国人等の議決権に占める割合のお知らせ

平成18年9月30日現在における外国人等(電波法第5条第1項第1号から第3号に掲げる者ならびに同第5条第4項第3号に掲げる者)の有する議決権総数の当社の議決権総数に占める割合は15.05%となっておりますので、放送法第52条の8第4項ならびに同施行規則第17条の3の5によりお知らせいたします。

### <ご参考>

放送会社は、放送法に定める外国人等(日本国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体、前記に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体)が有し、又は有するとみなされる議決権の割合が議決権総数の20%以上となる場合には、電波法によって放送免許が取り消されることとなります。

そのため、外国人等の議決権比率が20%以上となってしまうときには、放送法第52条の8第1項及び第2項に基づいて株主名簿又は実質株主名簿への記載又は記録を拒否するとともに、外国人等の議決権比率が20%以上となってしまったときには、放送法第52条の8第3項に基づいて、その議決権を制限できることとなります。

なお、放送会社に対しては、外国人等の議決権比率が15%以上となった場合には、放送法第52条の8第4項ならびに同施行規則第17条の3の5の規定により、6ヶ月毎に公告することが義務づけられております。

以上